

会社法第 782 条第 1 項に定める事前備置書類
(吸収分割に係る事前開示事項)

2020 年 2 月 4 日

株式会社協和日成

2020年2月4日

吸収分割に係る事前開示事項

東京都中央区入船三丁目8番5号
株式会社協和日成
代表取締役 川野茂



株式会社協和日成（以下「当社」といいます。）は、当社を吸収分割会社とし、東京ガスパイプネットワーク株式会社（以下「承継会社」といいます。）を吸収分割承継会社とする吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行うことにいたしました。

本吸収分割に関する会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に定める事前開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸収分割契約の内容

別紙1のとおりです。

2. 会社法第758条第4号に掲げる事項についての定めに関する事項

承継会社は、本吸収分割に際して、当社に対して、別紙1 吸収分割契約書（以下「本吸収分割契約書」といいます。）第2条に基づき承継する権利義務に代わる金銭等として、本吸収分割契約書第8条に基づき算定される金銭（以下「本金銭」といいます。）を交付します。

本金銭の算定は、承継会社及び当社の財務状況、資産状況等の要因を総合的に勘案し、両社で協議した結果、本金銭を本吸収分割の対価とする旨の合意に至ったものであり、当社はその内容を相当であると判断いたしました。

3. 会社法第758条第8号に掲げる事項についての定め

該当事項はありません。

4. 会社法第758条第5号及び第6号に掲げる事項についての定めに関する事項

該当事項はありません。

5. 吸収分割承継会社についての計算書類等に関する事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙2のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

承継会社は、株式会社カンドー（住所：東京都新宿区内藤町1番地）（以下「カンドー」といいます。）との間で締結した2020年1月24日付吸収分割契約書に基づき、2020年4月1日を効力発生日として、カンドーから承継会社に、カンドーの設備保安関連事業及び導管保安関連事業に関して有する権利義務を承継させる吸収分割（以下「本吸収分割外分割1」といいます。）を行うことを決定いたしました。

承継会社は、株式会社ライクス（住所：東京都港区芝一丁目4番7号）（以下「ライクス」といいます。）との間で締結した2020年1月24日付吸収分割契約書に基づき、2020年4月1日を効力発生日として、ライクスから承継会社に、ライクスの設備保安関連事業及び導管保安関連事業に関して有する権利義務を承継させる吸収分割（以下「本吸収分割外分割2」といいます。）を行うことを決定いたしました。

承継会社は、リック株式会社（住所：東京都港区芝一丁目15番5号）（以下「リック」といいます。）との間で締結した2020年1月24日付吸収分割契約書に基づき、2020年4月1日を効力発生日として、リックから承継会社に、リックの設備保安関連事業及び導管保安関連事業に関して有する権利義務を承継させる吸収分割（以下「本吸収分割外分割3」といいます。）を行うことを決定いたしました。

承継会社は、あすか創建株式会社（住所：東京都品川区東品川四丁目1番8号）（以下「あすか創建」といいます。）との間で締結した2020年1月24日付吸収分割契約書に基づき、2020年4月1日を効力発生日として、あすか創建から承継会社に、あすか創建の導管保安関連事業に関して有する権利義務を承継させる吸収分割（以下「本吸収分割外分割4」といいます。）を行うことを決定いたしました。

6. 吸収分割株式会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

7. 吸収分割が効力を生ずる日以後における吸収分割株式会社の債務及び吸収分割承継会社の債務（吸収分割株式会社が吸収分割により吸収分割承継会社に承継させるものに限る。）の履行の見込みに関する事項

当社は、本吸収分割を行うにあたり、効力発生日以後における当社及び承継会社の債務の履行の見込みに関し、下記のとおり判断しました。

記

- (1) 当社は、当社の最終事業年度の末日（2019年3月31日）以降本日までの間、当社の債務の履行に支障を及ぼすような大幅な減収、多額の損失の発生等は生じておらず、また、効力発生日までに当社の資産及び負債の額が変動することも予想されるものの、これらの変動を考慮しても効力発生日において当社の資産の額が負債の額を上回ることが見込まれています。
- (2) 承継会社は、承継会社の最終事業年度の末日（2019年3月31日）以降本日までの間、承継会社の債務の履行に支障を及ぼすような大幅な減収、多額の損失の発生等は生じておらず、また、効力発生日までに承継会社の資産及び負債の額が変動すること、並びに本吸収分割外分割1乃至4により承継会社の資産及び負債の額が変動することを考慮した事業計画を策定しております。
- (3) また、本吸収分割の効力発生日以後において、本吸収分割後の当社及び承継会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予想されておりません。
- (4) 以上より、本吸収分割の効力発生日以後における当社及び承継会社の債務について、履行の見込みがあるものと判断します。

以上

別紙 1
吸収分割契約の内容



吸収分割契約書

分割会社 : 株式会社協和日成
承継会社 : 東京ガスパイプネットワーク株式会社





吸収分割契約書

株式会社協和日成（以下「分割会社」という。）及び東京ガスパイプネットワーク株式会社（以下「承継会社」という。）は、本事業（第1条第1項において定義する。）に関して分割会社が有する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本会社分割」という。）について、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収分割の方法）

1. 分割会社は、本契約の定めに従い、効力発生日（第3条において定義する。以下同じ。）をもって、会社法が規定する吸収分割の方法により、分割会社の設備保安関連事業及び導管保安関連事業（以下「本事業」という。）に関して有する第2条第1項所定の権利義務を承継会社に承継させ、承継会社はこれを承継する。

なお、本事業の内容は、本契約の締結時点で東京瓦斯株式会社（住所：東京都港区海岸一丁目5番20号）が分割会社に委託している以下の各号に記載の業務から構成されるものとする。

一 設備保安関連事業

メトロ点検（PS点検含む）、不使用灯外管漏洩検査

二 導管保安関連事業

漏洩検査、他工事巡回点検

2. 本会社分割を行う当事者の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 分割会社

商号：株式会社協和日成

住所：東京都中央区入船三丁目8番5号

(2) 承継会社

商号：東京ガスパイプネットワーク株式会社

住所：東京都港区海岸一丁目5番20号

第2条（本会社分割により承継する権利義務等）

1. 承継会社は、効力発生日において、分割会社から、本事業に関する別紙1「承継権利義務明細書」に記載の資産、債務、雇用契約その他の権利義務を承継する。但し、不法行為によって生じた債務、義務は承継されない。
2. 前項の定めにより承継会社が分割会社から承継する債務は、全て免責的債務引受の方法による。

第3条（本会社分割の効力発生日）

本会社分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2020年4月1日とする。但し、分割会社及び承継会社は、本会社分割の手続進行上必要があるときは、協議の上、合意により効力発生日を変更することができる。

第4条（承継財産、債務、表明保証）

1. 分割会社は、本契約締結日及び効力発生日において、承継会社に対して、本事業に関する別紙1「承継権利義務明細書」に記載の資産、債務、雇用契約その他の権利義務に係る内容及び金額（資産及び負債の内容及び金額については第8条第3項に従い算定及び確定されるものとする）が真実かつ正確であることを表明、保証する。
2. 分割会社は、本契約締結日及び効力発生日において、承継会社に対して、本事業に関連して分割会社が保有している許可、認可、承認、登録及び届け出等のうち、法令上承継可能なものは存在しないことを表明、保証する。

3. 分割会社は、本契約締結日及び効力発生日において、承継会社に対して、本事業に関して分割会社が保有する知的財産権並びにその使用権及び実施権を含む権利義務は存在しないことを表明、保証する。
4. 分割会社は、本契約締結日及び効力発生日において、承継会社に対して、本事業にかかる資産、契約上の地位が、第三者の担保、利用権その他の権利、又は、差押え、仮差押え、仮処分、滞納処分その他の処分の対象になっていないこと、及び、その存否、帰属、内容等について、第三者からクレーム、異議、訴訟等を受けていないことを表明、保証する。
5. 分割会社は、本契約締結日及び効力発生日において、承継会社に対して、本事業にかかる債務が、その存否、帰属、内容について、債権者その他第三者からクレーム、異議、訴訟等を受けていないことを表明、保証する。

第5条（従事者）

1. 分割会社は、別紙2に記載の労働者に誠実かつ丁寧に説明及び協議を行うなど、雇用契約の承継が円滑に行われるよう最大限の努力をするものとし、承継会社は、当該労働者に対して、承継後の雇用条件（給与・賞与水準、労働時間、有給休暇、福利厚生、退職金、厚生年金等を含むが、これらに限られない。）について誠実かつ丁寧に説明する。
2. 前項の労働者が効力発生日以前に分割会社を退職した場合には、分割会社は承継会社に通知した上で、当該労働者は別紙2の記載から削除されるものとする。
3. 承継会社は、分割会社から雇用契約を承継した労働者について、承継後、雇用又はその他の契約関係を維持するよう最大限の努力をし、また、その雇用条件又は契約条件について、総合的に見て承継前と同等以上の水準を維持するよう最大限の努力をするものとする。

第6条（取引先の維持）

分割会社は、本契約締結の日以降、効力発生日までの間、本事業に関する契約及び付随関連する契約を締結する取引会社（以下「取引会社」という。）と、本会社分割の効力発生日以降に承継会社の本事業実施に重大な支障をきたすと考えられる取引条件の変更を行わないものとする。但し、不可避免的に生じる場合（取引会社が取引の中止、停止、取消、解除を行った場合若しくは取引関係が終了した場合その他分割会社の積極的な行為によらず取引条件の変更を余儀なくされた場合を含む。）等、分割会社が承継会社に対し取引条件の変更等の書面による申し出を行い、承継会社の書面による承諾を得られた場合を除く。この場合、承継会社は不合理に承諾を拒絶しないものとする。

第7条（本事業の実施場所）

効力発生日以降の本事業の実施場所については、東京瓦斯株式会社が指定する建屋とする。

第8条（本会社分割に際して交付する金銭等）

1. 承継会社は、本会社分割に際して、以下の算定に基づいた金額を分割会社に対して現金で交付する。

『「事業承継の対価 907,000,000 円」－「本事業の承継欠損額」＋「第2条第1項に基づき承継する資産の額」－「第2条第1項に基づき承継する負債の額」』（百万円未満切上げ）

2. 前項の「本事業の承継欠損額」は、2019年10月25日付締結の「導管維持管理事業の移管に関する変更覚書」別紙において「転籍」と記載された労働者（但し、同変更覚書第3条の規定に基づきリストから削除される前のものとする）のうち、効力発生日に分割会社から承継会社に雇用契約が承継されなかった者の数を基に以下の算式で算定する。

（「承継欠損額の基礎額 678,612,000 円」×「雇用契約が承継されなかった者の数」÷123）÷2
（百万円未満切捨て）

3. 第1項の「第2条第1項に基づき承継する資産の額」及び「第2条第1項に基づき承継する負債の額」は、2020年3月31日現在の貸借対照表、未認識債務その他同日現在の計算を基礎とし、2020年5月末日までに確定する。
4. 第1項の交付方法は、分割会社指定の口座に2020年6月末日までに承継会社が振り込むものとする。

第9条（本契約の承認等）

分割会社及び承継会社は、効力発生日の前日までに、それぞれ、本契約の承認及び本会社分割に必要な事項に関する機関決定、並びに債権者保護手続その他法令により必要となる手続を行うものとする。

第10条（会社財産の善管注意義務等）

分割会社及び承継会社は、本契約締結の日から効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってそれぞれの業務を執行し、財産及び契約の管理をするものとし、その資産、負債又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、事前に分割会社及び承継会社が協議の上、これを実行する。

第11条（競業禁止義務）

分割会社は、効力発生日後、本事業について、会社法第21条に定めるものと同様の競業禁止義務を負わない。

第12条（本契約の解除等）

本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、分割会社又は承継会社の資産状態又は経営状態に重大な変更が生じたときは、分割会社及び承継会社による協議の上、本会社分割の条件を変更、又は本契約を解除することができる。

第13条（本契約の効力）

本契約は、第9条に定める分割会社及び承継会社の適法な機関決定並びに法令に基づく関係官庁等の承認又は許認可等が得られない場合は、その効力を失う。

第14条（本契約規定以外の事項）

本契約に定める事項のほか、本会社分割に際し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、分割会社及び承継会社による協議の上、これを定める。

本契約締結の証として本書2通を作成し、分割会社及び承継会社が記名押印の上、各社で各1通を保有する。

2020年1月24日

分割会社 : 東京都中央区入船三丁目8番5号
株式会社協和日成
代表取締役 川野茂



承継会社 : 東京都港区海岸一丁目5番20号
東京ガスパイプネットワーク株式会社
代表取締役 綿貫



承継権利義務明細書

1. 資産及び債務

本事業に関する次の資産及び債務を承継する。

(1) 資産

項目	科目
流動資産	前払費用
固定資産	工具器具備品
	退職給付に関わる年金資産
	繰延税金資産

(2) 債務

項目	科目
流動負債	未払費用
	賞与引当金
固定負債	退職給付引当金
	未認識を含む退職給付債務

2. 契約(雇用契約を除く)

本事業に関する契約及び付随関連する契約のうち、次の契約にかかる契約上の地位並びにこれらに基づく権利義務を承継する。

・株式会社 オーウショウ

工事下請基本契約書
反社会的勢力ではないこと等に関する 表明・確約書

・株式会社 タチカワ建設

工事下請基本契約書
反社会的勢力ではないこと等に関する 表明・確約書

・株式会社 タック

工事下請基本契約書
反社会的勢力ではないこと等に関する 表明・確約書

・株式会社 東湘

工事下請基本契約書
反社会的勢力ではないこと等に関する 表明・確約書

・有限会社 フチベ工業

工事下請基本契約書
反社会的勢力ではないこと等に関する 表明・確約書

・有限会社 遠藤設備

工事下請基本契約書
反社会的勢力ではないこと等に関する 表明・確約書

・有限会社 橋本設備興業

工事下請基本契約書
反社会的勢力ではないこと等に関する 表明・確約書

・有限会社 神和

工事下請基本契約書
反社会的勢力ではないこと等に関する 表明・確約書

・有限会社 石塚工業

工事下請基本契約書

反社会的勢力ではないこと等に関する
表明・確約書

・有限会社 千田組

工事下請基本契約書

反社会的勢力ではないこと等に関する
表明・確約書

・有限会社 藤管工業

工事下請基本契約書

反社会的勢力ではないこと等に関する
表明・確約書

・飛陽企画 有限会社

工事下請基本契約書

反社会的勢力ではないこと等に関する
表明・確約書

・盛山設備

工事下請基本契約書

反社会的勢力ではないこと等に関する
表明・確約書

3. 雇用契約

別紙 2 に記載の労働者との間の雇用契約にかかる契約上の地位並びにこれに基づく権利義務を承継する。

4. 許認可等

本事業に関連して保有している一切の許可、認可、承認、登録及び届け出のうち、法令上承継可能なものを承継する。

5. その他

本事業に関する知的財産権並びにその使用权及び実施権を含む一切の権利義務を承継する。

以 上

本契約書別紙1「承継権利義務明細書」に記載する「3. 雇用契約」における「別紙2に記載の労働者」は以下の通り。

TG グループ員番号

30002513
30025241
30098180
20159679
30026843
30143978
30001663
30001911
30002471
30024426
30151120
30241061
30264584
30004188
30013676
30024095
30088967
30088975
30109268
30151187
30188874
30202113
30207039
30247738
30264592
30310924
30315824
30461099
30473797
30497002
30497010
30504732
30521579
30521587
30543128
30543136
30548275
30551295
30558613

30562656
30576417
30586838
30614028
30615868
30620090
30620108
30625362
30672141
30692727
30509277
30004170
30022859
30687685
30075626
30719363
20012134
30034912
30004303
30017362
30030365
30011274
30036016
30088355
30136949
30275028
30275036
30290142
30324842
30533681
30644363
30647747
30667364
30135339
30299754
30556344
30556351
30069710
20180816
20189247
20189254
30578454
20179446
30243760



以 上

別紙 2

吸収分割承継会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

事業報告

(第1期)

自：平成30年4月2日

至：平成31年3月31日

東京ガスパイプネットワーク株式会社

1. 株式会社の現況に関する事項

1-1. 事業の経過及びその成果

ガスシステム改革により都市ガス事業者に対し、市場から透明性・中立性・公平性の確保と託送供給料金の低減が求められるとともに、東京ガスグループとしてはガス安全高度化計画目標の達成に向けた保安対策工事および災害対策の加速と、ベテラン社員の定年等による急速な世代交代への対応が課題認識され、これらを解決し、自ら主体的に“持続的な成長・発展”を追及する「スリムでパワフル」な導管事業者の実現の一翼を担うべく、平成30年4月2日に東京ガス株式会社（以下、TGとする。）100%出資の下、会社を設立しました。

設立初年度である当期は、①スリムでパワフルな導管事業体制の実現に向けた経営基盤・事業基盤の整備、②TG子会社からの円滑な業務移管および移管後の継続的な事業運営・業務改革の推進、③TG導管業務改革プロジェクト部等と連携した事業拡大に向けた準備、の3点を基本目標に掲げ、上期に業務フローや業務システムの整備を行い、平成30年10月1日よりTG子会社である株式会社キャプティ、株式会社キャプティ・テック、東京ガスリビングエンジニアリング株式会社からの吸収分割により事業承継した導管保安・設備保安・緊急保安・電気計装業務を、全9拠点においてTG等からの受託を開始しました。

こうした中、売上高については導管保安業務が3億66百万円、設備保安業務が4億58百万円、緊急保安業務が12億34百万円、電気計装業務が5億54百万円の計26億16百万円となりました。

これに対し、売上原価は、外注費が14億91百万円、人件費が7億56百万円、諸経費が94百万円の計23億42百万円、管理費は、人件費が2億61百万円、諸経費が3億円の計5億62百万円となり、売上原価と管理費あわせて29億5百万円となり、2億88百万円の営業損失でした。

これに営業外損益と法人税等を加味した当期純損失は、3億28百万円でした。

1-2. 資金調達等についての状況

(1) 資金調達

平成30年10月1日に、設備投資資金として3億円をTGより借入れております。

(2) 設備投資

当期中の主な設備投資は、事業基盤の整備において取り組んだ各種システム構築として、電気計装を除く業務支援システムPASCALへ62百万円、電気計装業務支援システムEDISONへ11百万円、会計システムFACTORへ86百万円でした。（金額は償却前の取得価額。）

1-3. 対処すべき課題

第2期に対処すべき主な課題は、①TGおよびスーパーエネトラスト（以下、SETとする。）各社からの事業移管を見据えた経営基盤・事業基盤の整備およびTG導管事業体制の将来を見据えた当社の中期経営ビジョンの策定、②TGおよびSET各社からの円滑な事業移管および移管後の継続的な事業運営・業務改革の推進、③スリムでパワフルな導管事業体制構築に向けて、TGと連携した人財採用・教育の実施、の3点です。

1-4. 主要な事業内容

項目	主要事業内容
導管保安	漏洩検査・他工事巡回・ガバナ分解・ガバナ巡視点検
設備保安	メトロ点検・敷地内他工事巡回
緊急保安	緊急待機A～C・地境切断・内管一部撤去
電気計装	ガバナ電気計装設置・保守

1-5. 主要な営業所及び使用人の状況

事業所	所在地	人数
本社	東京都港区海岸 1-5-20 TG本社ビル 8階	37人
麻布	東京都港区南麻布 2-5-19 TG麻布ビル 4階	30人
千住	東京都荒川区南千住 3-13-1 TG千住ビル 1階	13人
粕谷	東京都世田谷区粕谷 1-7-3 TG粕谷ビル本館 1階	10人
滝野川	東京都北区滝野川 5-42 TG滝野川第一ビル 4階	19人
立川	東京都立川市曙町 3-6-13 TG立川ビル 3階	5人
蕨	埼玉県蕨市北町 5-9-20 キャプティ蕨ビル	11人
つくば	茨城県つくば市研究学園 2-1-2 TGつくばビル 2階	2人
平沼	神奈川県横浜市西区西平沼町 5-55	129人
湘南	神奈川県平塚市宮松町 15-4 TG湘南西ビル	2人
合計	—	258人

※本社の人数には役員7名含まず。

1-6. 重要な親会社の状況

当社の親会社はTGであり、同社は当社の株式を22,981株(出資比率100%)保有しております。当社は主として親会社からの受入出向者の給与等を負担するとともに、主として親会社へ導管保安・設備保安・緊急保安・電気計装業務を販売しております。

1-7. 主要な借入先及び借入額

当社の平成31年3月31日現在の借入先はTGで、借入残高は3億円です。

2. 株式に関する事項

2-1. 株式に関する事項

- | | |
|-------------|------------|
| ①発行可能株式総数 | 1,000,000株 |
| ②発行済株式の総数 | 22,981株 |
| ③当事業年度末の株主数 | 1名（保有者：TG） |

3. 会社役員に関する事項

3-1. 当社の役員に関する事項

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
綿貫 裕之	代表取締役社長	
萬來 雄一	取締役 企画部	
中沢 豊	取締役 総務部	
宮木 修	取締役 技術部	
境田 修	取締役 導管事業部	
牧 毅	取締役	
山川 浩之	監査役	

3-2. 当社の役員の報酬等の総額

区分	支給人数	報酬等の額	摘要
取締役	5人	44,862,000円	
監査役	1人	14,280,000円	
計	6人	59,142,000円	

4. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

4-1. 決議の内容の概要

平成30年7月13日開催の取締役会において、以下とおり内部統制に関する体制を決議しました。

1. 取締役の職務執行が法令・定款等に適合することを確保するための体制

- (1) TGグループにおけるコンプライアンス体制の基盤として定められた「企業行動理念」および「私たちの行動基準」を遵守する。
- (2) 取締役会は、取締役会規則に基づき、内部統制の整備に係る基本方針を決定する。
- (3) 業務執行にあたる取締役は、取締役会が決定した基本方針に基づき、内部統

制を整備する役割と責任を負う。

- (4) 取締役は、経営に重大な影響を及ぼす事項を発見した場合には、遅滞なく取締役会および監査役に報告する。
- (5) 取締役の職務執行に対し、監査役が監査役監査基準に基づき監査する体制を確保する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 取締役の職務の執行に係る情報については、文書取扱規則および情報セキュリティ管理規則に基づき、その保存媒体に応じて、適切かつ確実に保存・管理し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は、法令、定款、ならびに取締役会規則が定める取締役会付議事項を決議する。また、同規則に基づき、取締役会を原則として3ヶ月に1回開催するほか、必要に応じて適宜開催する。なお、取締役会付議事項中、事前審議を要する事項、その他経営に係わる重要事項については、社長、取締役および職制に定める部長ほかで構成する経営会議において審議する。
- (2) 取締役会の決定に基づく業務執行については、「職責権限規則」において、それぞれの責任者、およびその責任、執行手続の詳細について定める。
- (3) 代表取締役は、取締役会規則の定めに従い、業務執行の状況を取締役に報告する。
- (4) 取締役会は、中長期経営計画・単年度経営計画や事業戦略の策定、それに基づく主要経営目標の設定、及び進捗についての定期的な検証を行うことにより、効率的かつ効果的な取締役の職務執行を確保する。

4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 取締役会は、T Gが定めたリスク統制規則に基づき、業務執行に係る重要リスクを特定する。また、取締役会は毎年、当該重要リスクを見直す。
- (2) 投資、出資、融資および債務保証に関する案件に対しては、採算性およびリスク評価を行い、その結果を踏まえて経営会議もしくは取締役会に付議する。
- (3) 非常災害、非常事態等の不測の事態が発生した場合には、非常災害対策規則に従い所定の体制を整備し、迅速かつ適切な対応を図る。
- (4) 社内各部が、業務遂行に伴うリスクを自ら把握すると共に、対応策を自ら策定・実施しリスクを管理する体制を整備する。

5. 使用人の職務執行が法令・定款・その他のルールに適合することを確保するための体制

- (1) コンプライアンス体制の適切な整備・運用を推進するため、コンプライアンス委員会を設置し、社内各部門におけるコンプライアンス体制の適切な整備・運用の推進を支援するためにコンプライアンス推進事務局を設置する。

また、法令・定款違反その他コンプライアンスに関する疑義のある行為等についての相談窓口として、「コンプライアンス相談窓口」を設置すると共に、「TGコンプライアンス相談窓口」の設置を周知する。

- (2) 当社のコンプライアンス体制の整備・運用状況については、監査役がこれを監査し、問題があると認めるときは、その改善を求めることができる体制とする。

6. TGを含む企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) TGグループの「企業行動理念」および「私たちの行動基準」等の遵守、および業務の適正を確保するために必要な諸規則を制定する。また、取締役および監査役は、業務の適正を確保するために善良なる管理者としての注意義務を負う。
- (2) TGが定めた子会社管理規則に従い、株主権行使に関する事項等重要事項についての同社の承認を受け、または報告等を行う。
- (3) TGの管理その他の点が、法令・定款違反その他コンプライアンス上問題があると認めた場合には、同社コンプライアンス部等適切な部門へ報告する体制とする。また、上記問題に対し、取締役および監査役は善良なる管理者としての注意義務を負う。
- (4) 監査役が、TG監査役およびTG監査部と密接な連携を保ち、効率的かつ有効な監査を実施できる体制とする。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制、および監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制

- (1) 監査役が、監査役の職務の執行に必要な事項に関して随時、取締役および使用人に対して報告を求めることができる体制とする。
- (2) 監査役が、随時、取締役と意見交換の機会を持つこと、重要な会議へ出席し必要があると認めるときに適法性等の観点から意見を述べること、および重要情報に関する情報を入手できること、を保証する。
- (3) 監査役が、TG監査役およびTG監査部と連携することにより、監査の実効性を確保できる体制とする。

4-2. 体制の運用状況の概要

平成30年7月13日開催の取締役会にて決議された内部統制に関する体制について、以下のとおり運用しました。

1. 取締役の職務執行が法令・定款等に適合することを確保するための体制

取締役会を13回開催し、重要事項について審議・決定したほか、主要な政策を担当する取締役から執行状況について報告を受けました。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役会議事録等を適正に作成・管理しており、取締役等から要請がある場合は閲覧できるように保管しています。

3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会のほかに、経営に関わる重要事項について、社長・取締役・関係部長および監査役が出席する経営会議を47回開催し、取締役付議事項および経営に関わる重要事項について審議を行いました。

4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

会社が管理すべき重要リスクについては、対応策を含む内容について経営会議での審議および取締役会での承認を経てTGに報告しています。

5. 使用人の職務執行が法令・定款・その他のルールに適合することを確保するための体制

相談窓口としてコンプライアンス相談窓口を設置するとともに、年2回、TGコンプライアンス部との連携の下、全社員を対象にコンプライアンス勉強会を開催しています。

6. TGを含む企業集団における業務の適正を確保するための体制

TGの子会社管理規則に基づき、投資や決算に関わる重要事項についてTG関係部所に報告し、事前の承認を得ています。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制、および監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制

監査役は取締役会・経営会議等の重要な会議に出席し、取締役の業務執行状況をはじめ内部統制システムの整備・運用状況を独立した立場から監視・監督を行っています。また、TG監査役・TG監査部等と意見交換を行うことで監査の実効性を確保しています。

以上のとおりです。

令和元年5月8日

東京ガスパイプネットワーク株式会社
代表取締役社長 綿 貫 裕 之

計 算 書 類

(第1期)

自 平成30年 4月 2日

至 平成31年 3月 31日

東京ガスパイプネットワーク株式会社

貸借対照表

平成31年3月31日

東京ガスパイプネットワーク株式会社

(単位：円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	777,698,207	流動負債	692,238,568
現金及び預金	602,000	買掛金	272,632,360
売掛金	547,184,371	短期借入金	37,500,000
商品・貯蔵品	36,270,893	未払金	62,950,400
未成工事支出金	25,387,027	未払費用	143,501,444
前払費用	14,992,652	未成工事受入金	0
短期貸付金	141,083,084	預り金	5,898,289
未収入金	7,627,789	賞与引当金	169,756,075
その他	4,550,391	その他	0
固定資産	168,490,986	固定負債	334,991,212
有形固定資産	9,285,837	長期借入金	262,500,000
建物	2,891,142	退職給付引当金	72,491,212
工具器具備品	6,394,695		
建設仮勘定	0	負債合計	1,027,229,780
無形固定資産	156,717,182	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	156,314,082	株主資本	▲ 81,040,587
ソフトウェア仮勘定	227,500	資本金	95,000,000
その他無形固定資産	175,600	資本剰余金	152,721,805
投資その他の資産	2,487,967	資本準備金	95,000,000
出資金	20,000	その他資本剰余金	57,721,805
長期前払費用	662,167	利益剰余金	▲ 328,762,392
敷金	1,805,800	利益準備金	0
繰延税金資産	0	その他利益剰余金	▲ 328,762,392
繰延資産	0	別途積立金	0
開業費	0	繰越利益剰余金	▲ 328,762,392
資産合計	946,189,193	純資産合計	▲ 81,040,587
		負債及び純資産合計	946,189,193

損益計算書

自 平成30年4月 2日

至 平成31年3月31日

東京ガスパイプネットワーク株式会社

(単位：円)

科 目	金 額
売上高	2,616,233,624
売上原価	2,342,884,923
売上総利益	273,348,701
販売費及び一般管理費	562,300,547
営業利益	▲ 288,951,846
営業外収益	4,546,762
受取利息及び配当金	57,070
雑収入	4,489,692
営業外費用	59,828
支払利息	59,828
経常利益	▲ 284,464,912
税引前当期純利益	▲ 284,464,912
法人税、住民税及び事業税	1,465,200
法人税等調整額	42,832,280
当期純利益	▲ 328,762,392

株主資本等変動計算書

自 平成30年4月 2日
至 平成31年3月31日

東京ガスパイプネットワーク株式会社

(単位：円)

項目	株			主		資				本		純資産合計
	資本金	資本剰余金		資本剰余金合計	利益準備金	利益剰余金			株主資本合計			
		資本準備金	その他資本剰余金			別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
										その他利益剰余金		
当期首残高												
当期変動額												
新株の発行	95,000,000	95,000,000		95,000,000						190,000,000		190,000,000
企業結合による増加			57,721,805	57,721,805						57,721,805		57,721,805
当期純利益								▲ 328,762,392	▲ 328,762,392	▲ 328,762,392		▲ 328,762,392
当期変動額合計	95,000,000	95,000,000	57,721,805	152,721,805				▲ 328,762,392	▲ 328,762,392	▲ 81,040,587		▲ 81,040,587
当期末残高	95,000,000	95,000,000	57,721,805	152,721,805				▲ 328,762,392	▲ 328,762,392	▲ 81,040,587		▲ 81,040,587

1. 重要な会計方針に関わる事項に関する注記

1-1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 棚卸資産

貯蔵品は移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下の方法により算定）を適用しています。

未成工事支出金は個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下の方法により算定）を適用しています。

1-2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物 3年～18年

工具器具備品 3年～15年

(2) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。なお、主な耐用年数は次のとおりです。

ソフトウェア 5年

1-3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売掛金等の債権の貸倒による損失に備えるため、一定期間以上滞留している取引先の債権について貸倒実績率等を用いて回収不能見込額を計上しますが、当期は対象がありませんでした。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末の退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しています。

(3) 賞与引当金

第2期の従業員への賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当期分を計上しています。

1-4. 収益および費用の計上基準

(1) 売上および売上原価の計上基準

工事売上高のうち、契約額が税抜5億円以上かつ工事期間が1年以上のものは工事進行基準、それ以外の工事売上高は工事完成基準を適用しています。なお、工事進行基準を適用するものではありませんでした。

商品売上高は引渡基準、役務提供売上高は役務提供完了日を基準としています。

貯蔵品および役務受入等の仕入については検収日基準を適用しています。

1-5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によります。

監 査 報 告 書

平成30年4月2日から平成31年3月31日までの第1期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。

その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

私は、このたび制定した監査役監査基準に準拠し、取締役、内部監査部門、および使用人等との意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告およびその附属明細書についてはそこに記載されている事項の適正性について検討いたしました。

さらに、会計帳簿またはこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係わる計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 取締役の職務の執行に関する監査結果

取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 事業報告の監査結果

事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

内部統制システムに関する、取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(3) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

計算書類およびその附属明細書は、会社の財産および損益の状況をすべての重要な点において適正に表示されているものと認めます。

2019年 6月 5日

東京ガスパイプネットワーク株式会社

監査役

山 川 浩 之

